

## 群馬県幼保連携型認定こども園認可要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）並びにこれに基づく施行規則（平成18年文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「省令」という。）及び群馬県幼保連携型認定こども園の職員、学級の編制、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年群馬県条例第61号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 設立認可

- (1) 法第17条に規定する認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（様式第1号）により、認可を受けようとする日の3月前までに行わなければならない。
- (2) (1)の申請について知事は、当該施設の所在する市町村に対して申請書に記載されている事項及び設置認可の必要性について協議を行う。
- (3) 当該申請者が市町村である場合には、(1)及び(2)を要せず、その旨の幼保連携型認定こども園設置届出書（様式第2号）により運営を開始する30日前までに届け出なければならない。
- (4) 法第34条第3項に規定する届出は、法第17条第1項の規定にかかわらず、その旨の公私連携幼保連携型認定こども園設置届出書（様式第2-2号）を市町村を経由し、運営を開始する30日前までに届け出なければならない。
- (5) (1)の申請について知事は、必要に応じ所属職員をして、当該施設につき実地調査を行い、申請内容の事実確認を行う。
- (6) (1)の申請について知事は、法第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かななければならない。
- (7) (1)の申請について適当であると認めるときは認可を決定し、これを幼保連携型認定こども園設置認可通知書（様式第3号）により申請者に通知する。
- (8) (3)の届け出に対し、幼保連携型認定こども園設置受理書（様式第4号）を申請者に通知する。
- (9) (4)の届け出に対し、公私連携幼保連携型認定こども園設置受理書（様式第4-2号）を申請者に通知する。

### 第3 変更

- (1) 省令第18条に規定する設置者の変更申請は、幼保連携型認定こども園設置者変更申請書（様式第5号）又は幼保連携型認定こども園設置者変更届（様式第6号）により、変更しようとする日の30日前までに行わなければならない。

- (2) 学校教育法第10条及び同法施行規則第27条に規定する園長の変更届は、幼保連携型認定こども園園長変更届（様式第7号）により、あらかじめ行わなければならない。
- (3) 法第29条又は施行規則第15条第2項に規定する変更の届出は、幼保連携型認定こども園変更届（様式第8号）により、原則として変更しようとする日の30日前までに行わなければならない。
- (4) 第2（2）により当該施設の所在する市町村に意見聴取をした事項の変更届を受けた知事は、当該市町村に当該事項について意見を聴くことができる。

#### 第5 軽微な変更の範囲

- (1) 省令第28条第1項に規定する保育を必要とする子ども及び必要としない子どもの受入枠の変更のうち、知事が定める数は10名とする。
- (2) 省令第28条第2項の規定による教育保育概要のうち知事が定める事項は、施設の概要とする。

#### 第6 認可の取消

- (1) 法第22条に規定する認可の取消を行うときは、知事は当該施設の所在する市町村に取消の妥当性について意見を聴くことができる。
- (2) (1)の取消について、あらかじめ、知事は法第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- (3) 必要な審議を行い、取消を決定した時は幼保連携型認定こども園認可取消通知書（様式第9号）により、当該施設の設置者に通知する。
- (4) 当該施設の設置者が市町村である場合には（1）の意見聴取を要しない。

#### 第7 報告の徴収等

- (1) 法第30条に規定する報告は幼保連携型認定こども園運営状況報告書（様式第10号）により、必要な書類を添付して、5月末日までに行わなければならない。
- (2) (1)の報告は毎年5月1日時点の状況を報告するものとする。
- (3) (1)の報告について、知事は必要に応じ所属職員をして実地調査を行い、報告内容の事実確認を行う。
- (4) 省令第29条第2項の規定による認可要件に適合していることを確認するために必要な事項として知事が定める事項は、以下に掲げる事項とする。
  - ア 職員配置
  - イ 職員資格
  - ウ 施設設備
  - エ 教育及び保育の内容

- オ 職員の資質向上等
- カ 子育て支援
- キ 管理運営
- ク その他知事が必要と認める事項

(5) 省令第29条第3項の規定による教育保育概要を確認するために必要な事項として知事が定める事項は、以下に掲げる事項とする。

- ア 教育及び保育の目標並びに主な内容
- イ 子育て支援事業
- ウ 園児の一日の活動内容
- エ 利用料
- オ 施設の概要（職員配置、施設設備等の概要、学級数）

(6) 法第19条第1項の規定により、幼保連携型認定こども園に対して、立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書（様式11号又は内閣府の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する内閣府令（令和3年内閣府令第64号）に定める様式）を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示する。

## 第8 廃止及び休止

- (1) 省令第17条に規定する廃止及び休止は幼保連携型認定こども園廃止（休止）申請書（様式第12号）又は幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書（様式第13号）により、廃止又は休止しようとする日の30日前までに行わなければならない。
- (2) (1)の申請について適当であると認め、省令第17条の規定により許可をするときは、幼保連携型認定こども園廃止（休止）許可書（様式第14号）又は幼保連携型認定こども園廃止（休止）受理書（様式第15号）により申請者に通知する。

## 第9 情報の提供等

- (1) 法第28条第1項（認可・設置届出書の受理）及び第29条第2項（変更）の規定による利用者への周知は県ホームページ等により行うものとする。
- (2) (1)の事項について、知事は当該施設の所在する市町村に対して必要な情報を提供する。

## 第10 提出部数

第2に係る書類の提出部数は4部とし、第3から第8までに係る書類の提出部数は、1部とする。

附則

この要綱は、法の施行日から施行する。

ただし、第2及び第10の規定は、平成26年11月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年9月14日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年3月13日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和元年6月3日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和4年3月14日から適用する。